

島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和3年3月22日作成)

1	会議の名称	令和2年度第4回・島本町障害者施策推進協議会		
2	会議の開催日時	令和3年3月22日(月) 午後2時30分～3時30分		
3	会議の開催場所	島本町役場地階 第五会議室	公開の可否	㊟・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	1名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	(この欄は斜線で消す)		
6	出席委員	小寺会長、峯森副会長、赤塚委員、井戸委員、加藤委員、河野委員、 幸島委員、徐委員、花田委員、陸野委員 (以上10名)		
7	会議の議題	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」の案について (3) その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議次第 ● 資料9 「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)(案)」に係るパブリックコメントの実施結果 ● 資料10-1 「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」(案) ● 資料10-2 「大阪府との事前協議にて指摘を受け、修正・追加した事項 ● 案件に係る説明原稿 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和2年度第4回・島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和3年3月22日(月)開催)

開会

会 長

ただいまから、令和2年度第4回島本町障害者施策推進協議会を開催する。委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局

本日は10名の委員が出席している。島本町障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数が出席していることから、本日の会議が成立していることを報告する。

また、今回も、次期「障害福祉計画」の策定業務を委託している業者に出席をお願いしているので、あわせて報告する。

会 長

配布資料の確認をお願いします。

事務局

配布資料を確認する。

(事務局から配布資料の確認)

会 長

本日、1名の傍聴の申し出がある。島本町障害者施策推進協議会傍聴要領第4条に基づき、傍聴を許可することに異議はないか。

(「異議なし」の声)

会 長

異議がないため、傍聴を認める。

(傍聴者入室)

会 長

傍聴者は傍聴要領を守り、傍聴するようお願いする。

【案件1】パブリックコメントの実施結果について

会 長

案件1「パブリックコメントの実施結果について」を議題とする。事務局からご説明をお願いします。

事務局

(資料9に基づき、説明)

会 長

質問や意見はないか。

副会長

手話奉仕員の研修事業について、6期では無のまま、下の見込の文章を修正するという事か。今現在の状況をご説明させていただき、今後の参考にしていただきたい。

手話関係のボランティア講座をしている中で、受講者は時間の余裕と社会貢献の意向がある60歳以降の方が多くなっている。人数は6～8名、手話は覚えるにも時間を要する。ボランティア講座を受けてすぐに手話奉仕員の養成講座を受講される方も少ない。養成講座を考えていただく際には、開催の時間や世代別にするなど、コロナ禍で、様々な形での養成講座を検討していただきたい。

会 長

現在、島本町では、いわゆるろう者と言われる方は何人ぐらいいるのか。

事務局

計画案の6ページに身体障害者手帳の障害別で載せており、全体の7.2%となっている。

会 長

非常勤の手話通訳者がかなりカバーしておられるが、町民のニーズに対してはその方で今は足りているのか。

事務局

当課の会計年度任用職員として手話通訳者を雇用しており、当課に限らず、住民票の窓口や保育所の申込等々、庁舎内での窓口対応については、その方で足りているものと考えている。それ以外の例えば病院の付き添いや冠婚葬祭の出席等については聴力障害者協会に委託しており、手話通訳者の派遣等を行っている。

【案件2】「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」の案について

会 長

案件2「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」の案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料10-1、10-2に基づき、説明)

会 長

質問や意見はないか。

委 員

用語説明に、18ページの「インクルーシブ教育」の説明を足していただきたい。

事務局

用語説明に加えさせていただく。

委員

13 ページ、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の、第5期計画の状況で「相談支援事業の一元化や計画相談支援の充実」とあるが、これは相談支援事業を一元化していくということか。現状、私の理解では、地域生活支援拠点の「ういっしゅ」と福祉推進課で、どちらも受け入れてもらえるかと理解しているが、これは「ういっしゅ」に一元化とみるのか。

事務局

第5期計画の「一元化」だが、今まで高槻市の事業所に相談支援事業を委託しており、それを「ういっしゅ」に一元化するという意味で「一元化」という言葉にしている。従来のように福祉推進課でも相談支援事業はやっているし、「ういっしゅ」でご相談いただくことも可能である。

委員

少しわかりにくいのではというお声を聞いている。文章としての意味はわかるが、読む側の人間が高齢化してきたときに、「一元化」をみて、一箇所なのかと思われることもあるかと思う。そのため確認させていただいた。

事務局

窓口として福祉推進課で相談を受けた際に、福祉推進課が担当外であるという意味の「一元化」ではなく、こちらでも受けさせていただく。事業として、もともと町内になくて高槻市にあったものを一本化するという意味合いである。

委員

相談もかなり多くなってきているので、やはり一箇所というのは難しいのかなと思う。

会長

高槻に委託してきた相談事業を、島本町で「ういっしゅ」ができたので、町と「ういっしゅ」で賄っていくということか。

事務局

第5期計画の目標として、明確に日付は記載していないが、拠点施設をつくり会長がおっしゃったように、もともと高槻市へお願いしていたものを、町と「ういっしゅ」においてやっていくという意味合いである。

会長

ケアプランをつくる事業所は現在島本町にはないのか。「ういっしゅ」でされているほかに、あるけれど難しいなどあるか。プランを立てるにあたって、当事者の方が指導を受けてセルフプランをつくるというものはないのか。

委員

現在は、通所など関わりのある事業所の相談員に立ててもらっているのがほとんどである。何箇所か利用している中で主になる事業所があり、そこでプランを立ててもらう形である。利用者が選んでそうしているのではなく、流れの中でそうなっているのが現実だと思う。

ただ、自由に選択できるといわれてセルフプランもできるという認識が、利用者と保護者にあまり浸透していなかったように思う。一緒の意味だったのだとは思いますが、利用できるところが増えた中で、主になる事業所でプランを立ててもらっているのではないかと思う。それをどうしたらいいかわからなくなったときに島本町での相談窓口がなかったので、「ういっしゅ」ができて相談できるようになったことが島本町の利用者としては良かったのだと思う。

事務局

現在、計画相談のできる事業所は町内に「ういっしゅ」、「わくわく」、「すばる」と、社会福祉協議会は休止中だが、4事業所がある。

本来は、介護保険で言うケアマネのような方にプランを立てていただき、利用者の目的に合わせた障害福祉サービスをプランに位置付けたうえで申請書を出していただくということが手続きの流れとしてはあった。

もともと町内に計画を作ってください事業所がなかったため、やむを得ずセルフプランという形で皆さんに作成いただき、それによって勘案したもので支給されるという流れになっていた。

いくつか計画相談ができる事業所ができてきて、そこでお願いして計画ができるようになった流れの中で、「ういっしゅ」ができ、そこで作ってくださいという流れになっている。

会長

セルフプランのパーセンテージはどれぐらいあるのか。

事務局

資料 10-1の26ページ、相談支援の中に、計画をつくっていただいている人数のパーセンテージを書いている。この達成率から引いていただいた数字がセルフプランとなるので、令和2年度ではおよそ50%程度の方がセルフプランとなる。

委員

17ページ、障害者等に対する虐待の防止のところ、「虐待の防止・早期発見・早期対応を図るための体制整備を進め（略）」と記載していただいているが、虐待防止の姿がみえてこない。また、「虐待防止のための啓発と研修」とあるが、具体的にどのようなことをされているのか。学校や職場での障害に起因する虐待、いじめなどがあると考えているが、具体的にどのような啓発や研修をするか教えていただきたい。

事務局

虐待防止については、ひとつの部署のみではなく、学校等、地域や民生委員からも通報等がある。事務事業報告書での障害者の相談・通報件数は4件だが、実情としてはまだあるのではないかと考えられる。活動指標の中では、ネットワークの活用、メール SNS での相談・通報受付、夜間休日、

土日祝日の対応等、相談体制の充実には努めていかなければいけないと考えている。支援についても、障害をお持ちのお子さん、特に小さい方も含めて、細かな支援ができるように努めていきたいと考えている。

具体的な研修については関係機関と相談して、これから、どういう研修がいいのか検討してまいりたい。

委員

例えば、障害者を雇用している企業の担当者に来ていただいて、色々と相談するようなことは考えているか。就労してからの定着率が最も心配しているところである。いじめや差別によってすぐに辞めてしまうなどの問題はいかがか。

事務局

就労の定着については14ページに載せている。目標設定なので実態までは載せていないが、定着についても、就労先の事業所等とも意見交換させていただき、今後こういった形の研修が良いかつくっていききたいと考えている。

会長

虐待の防止については17ページに、虐待防止ネットワークの活用の文章がある。これは障害者の虐待防止だけではなく、児童や高齢者の虐待に対応するネットワークをつくっていくということか。高齢分野との連携はどこでもされているわけですが、そうした形での文言とみていいのか。行政の垣根をなくして、様々な分野で連携して虐待に対応していこうということか。

事務局

例えば、高齢の親御さんと障害をお持ちのお子さんで、精神障害が悪化して虐待に発展したケースは福祉推進課と高齢部局と連携して対応したり、親御さんが障害をお持ちで、小さいお子さんに手を挙げたり暴言を吐いたというケースでは、福祉推進課と子育て支援課、場合によっては民生委員や地域の方、福祉事業所の機関と連携して対応している。そのように連携して、虐待についてはそれぞれの形で動いている。

委員

今ご指摘のあった17ページの虐待防止についてもそうですが、第4章での成果目標は、府の方針や市の方針などでのキーワードを採用して、第6期のなかで何をやりたいかという文言が書かれているのだと思う。一方、20ページ以降はサービスの見込量ということで、障害福祉サービス事業について数値をあげて定量的に充実させていこうということが書かれているかと思う。

これはこれでいいが、例えば虐待の防止のための活動について、当然、進捗状況にあわせて検証が必要になってくる。そのとき、会長がおっしゃるように数値としてどのように進捗しているか問われると思う。

今おっしゃったように、高齢者も含めた虐待防止を啓発していくときに、どれぐらい案件があがっていて、どういう対応をしたか、種別や対応、課題など内容の評価や分析があるかと思う。その分析の定量的な評価が、第5章にいかなければわからないかと思う。

いちばん大事だと思われる活動指標の項目については、非常に抽象的ですが、具体的な連携の主体者を挙げておられるので、これがみえてくる。今後検証していくことを踏まえて設定しておられるかと思う。中身としてはいいと思う。

ただ、そういう観点でみると、虐待防止の活動指標の5つめは「充実に努めます」とある。「充実」なので、既にやっている事業となる。それをさらに充実させますということなので、それならば、現在どれぐらい、どのような形で、誰が受け付けているのか、どんな訴えがあるのか、といった疑問も出てくる。もちろんそれは書く必要はないが、「充実」と書かれている以上は、数値的な検証が大切になると思う。

それをとりまとめて向上していくことによって、第6期計画の指標の項目が生きてくると思う。そのように検証をされ、取組を周知していくことによって計画が生きてくると思うので、意見として言わせていただいた。

事務局

まず現状ですが、相談・通報受付の夜間、土日祝日について、閉庁時間後に電話などかかってきたものは、順番に緊急連絡先に繋がる形で対応をとらせていただいている。スマホ等での SNS 相談については個人情報の検証が必要ですが、これから検討させていただきたいと考えている。

定量化については、第5章でどういった形で載せるかという検討も必要である。現在は載せていないが、向こう3年以降、件数が出たものに関しては検証させていただき、会議の場で報告させていただきたいと考えている。

会長

虐待について、数字は公表されていると思う。ケースに関してはプライバシーに関するので難しいと思うが、行政の統計調査ですと、内部資料なのか。

事務局

公表している情報もある。手元の資料では、年齢別などはないが、福祉推進課で受け付けた、夜間休日等も含めた対応件数が4件といった数字がある。

会長

行政文書なので、なかなか町民の目にはふれないと思う。町民が知っていてもおかしくない数字だと思うので、何かの方法で町民に知らしめることも必要かと思う。

ここまで直接的な活動指標も出されているので、PDCAのサイクルにのっとなって、それをよくしていくということが求められる。

差別の解消の部分に関しては5、6年前に出てきた部分である。ずっと見直しがされていなかったのがようやく動き出して、国会でも見直しの議論がされている。これもかなり大きな動きになっていくかと思う。大阪府も、特にこの差別の解消に関しては入れてほしいということで、いろんな市町村で言っているのだから、力を入れているのかと思う。島本町ではこういった形で力を入れていただくことになる。これからどういう法改正になっていくか注目されるところだが、本腰をいれて、虐待や差別解消に向けて動いていただけたらと思う。

委員

4 ページに「(4) 事業所ヒアリングの実施」と書かれている。内容をみるに事業所へのヒアリングだろうと思うが、やはり障害のある人を取りまく状況や課題は、本人や団体など、そういうところのヒアリングも必要ではないかと思う。

昨年はコロナもあり実現できていないが、以前、障害を持つ方、小学校や保育所、中学校、作業所に入っている人の保護者のグループなど、そこでのつながりをつくるためにも、そういうところと島本町の福祉推進課とで一緒に何かできるようなことができたらいいということ、福祉推進課の課長からおっしゃっていただいた。今年はなんとかして、事業所の横のつながりももちろんのこと、就学前、小中学校、事業所へ入っていく方のつながりが町内で持てるようなことをしていただければと思う。福祉推進課で音頭をとってしていただければと思う。

委員

資料 10-1 の 12 ページで、「精神病床における早期退院率」が入院後 3 か月のあと、次も入院後 3 か月となっているが、これで正しいのか。

事務局

訂正させていただく。次は「6 か月」となる。

委員

第 5 期の島本町の障害福祉計画とこれを見比べると、前の方がわかりやすかったかなと思う。

例えば、第 5 期では 16 ページに障害福祉サービスの体系を書いていただき、わかりやすいと思う。今回の 6 期には、それは入れないということになるのか。初めてこれを読んだときにわかりづらく、理解しようと思っても、前の計画はどうだったかみていかないとわかりづらいと思う。入れられるものは入れてはどうか。

事務局

今回は全般的にご意見をいただいたので、ページ数も含めながら、可能なものは入れられるように検討していきたい。

【案件3】 その他

会長

その他の案件として、委員から何かあるか。

事務局

本日の協議会をもって、令和 2 年度の障害者施策推進協議会は終了となる。今回の協議会の内容を踏まえ最終案を作成し、そちらは会長に一任とさせていただいてもよろしいか。

一同

—異議なし—

事務局

(今後のスケジュールの説明)

会 長

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

<閉会>